

徳島県告示第五百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、徳島県県土整備部砂防・気候防災課及び徳島県西部総合県民局美馬庁舎に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 区域の名称

西崎西急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱七号と標柱一号とを結んだ線によって囲まれた区域

三 標柱

標柱一号	美馬郡つるぎ町半田字中敷九一番五
標柱二号	同 四八二番六
標柱三号	同 四八五番三
標柱四号	同 四八五番一
標柱五号	同 九九番一
標柱六号	同 九九番四
標柱七号	同 九六番一